ハイ！ 消費生活相談員です

問 消費生活センター（1階）☎561-2353
相談時間 9：00～16：30
No. 299

不用品回収サービスの定額パックにご注意

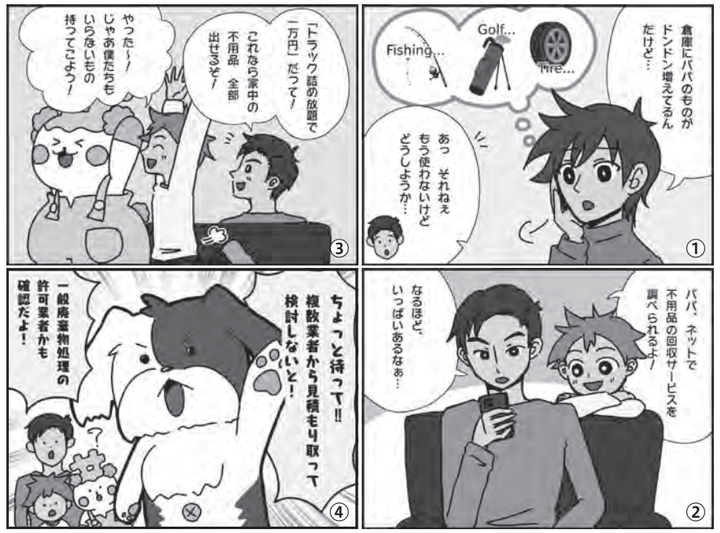

引っ越しや自宅整理などの機会に利用する、不用品回収サービスについて、相談が増加しています。

【事例】

引っ越しに伴い、不用品を回収してもらおうとネットで事業者を検索した。軽トラックパック1万円、2tトラックパック3万円という広告を見て、事業者に電話をかけ申し込んだ。実際に行ってみないとどちらのパックになるかは分からないと言われたが、一人暮らしで不用品が少ないため、3万円は超えないと思った。しかし当日作業員2人が2tトラックでやってきて、不用品を積み込んだ後20万円を請求された。高額で納得できなかったが、退去日当日であり、仕方なく支払った。

【アドバイス】

- 一般廃棄物処理業の許可事業者かどうかを確認しましょう。（処理には許可が必要）
- 複数の事業者から見積もりを取り、作業内容や料金を比較検討しましょう。
- キャンセル料を確認しましょう。
- 広告には定額パックに全ての費用が含まれているように記載されていますが、実際は基本料金の他に、人件費や廃棄処分費用を追加されることがあります。事前に聞いていない高額請求をされた場合は、その場での支払いは断りましょう。作業員の態度に身の危険を感じた場合は、警察に連絡するのも一法です。

（参照：国民生活センタートラブル事例より）

3月8日(土)は国際女性デー（国際女性の日）

女性の社会参加と権利向上を呼びかける日で、国際婦人年である昭和50(1975)年3月8日に国連で提唱され、その後、昭和52(1977)年の国連総会で議決されました。この機会にジェンダー平等の実現について考えてみませんか。

問 男女共同参画センター
（大路二、キラリエ草津5階）
☎565-1550、FAX565-1518

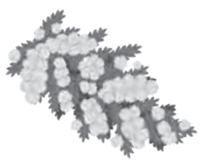

安全・安心な水を届けます 水道水質検査計画

令和7年度の水質検査の測定地点や回数などを決めた水質検査計画は、浄水場や、市ホームページでご覧ください。

問
- 北山田浄水場（北山田町）
☎562-1050、FAX562-5012
- ロクハ浄水場（追分南四）
☎563-3741、FAX564-9040

水道の閉栓連絡

引っ越しなどで水道を使用しなくなる場合は、3日前までに連絡してください。市ホームページから、オンラインでの手続きも可能です。閉栓の連絡がなければ、使用していなくても基本料金がかかります。マンション・アパートなどの共同住宅に住んでいる人は、管理人や管理会社などに連絡してください。共同住宅の管理人・管理会社は、入居戸数に変更があった時点で、必ず水道お客様センターへご連絡ください。

申・問 水道お客様センター（2階）
☎561-2441、FAX561-2481

すっきりさわやかサービス事業

在宅生活から入院したときに、急性期の3カ月に限り、入院中も紙おむつの購入を支援しています。

- **助成金**
月6,000円を上限として、9割（一部利用者は8割か7割）

対 入院前からすっきりさわやかサービスの登録がある人
※同一月内に紙おむつの配達があった人は請求できません

他 申請月は、3・9月

申 3月3日(月)～21日(金)（必着）に、申請書を書いて、入院中の紙おむつ代の領収証（原本）、入院期間が分かる書類、介護保険被保険者証の写し、介護保険負担割合証の写し、代理の場合は代理人の本人確認書類を添えて、担当課に直接か郵送で

申・問 介護保険課（1階）
☎561-2369、FAX561-2480

乾電池回収箱の移設

草津駅西口自転車駐車場（西渋川一）の建替工事完了に伴い、草津駅西口第5自転車駐車場（西大路町）に設置している乾電池回収箱を、4月1日(火)から草津駅西口自転車駐車場に移設しますのでご注意ください。

問 資源循環推進課
（馬場町、クリーンセンター1階）
☎562-6361、FAX566-1694

自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成

自動車燃料費・福祉タクシー運賃・リフト付きタクシー運賃のいずれかの一部を助成します。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

対 市内に在住で、次のいずれかに該当する人
①身体障害者手帳1、2級の交付を受けている
②療育手帳A1、A2の交付を受けている
③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている
④介護保険の認定が要介護3以上（福祉タクシー運賃・リフト付きタクシー運賃の助成のみ）

他
- 利用中の人には、郵送で通知しています
- 自動車燃料費助成は、自動車税や軽自動車税の減免者に限ります
- ④に該当する人で、①～③のいずれかに該当する人は障害福祉課へ

申・問
- ①②③障害福祉課（1階）
☎561-6972、FAX561-2480
- ④長寿いきがい課（1階）
☎561-2362、FAX561-2480

まちなか交流施設「くさつ夢本陣」の開館時間の変更

くさつ夢本陣（草津二）の開館時間が4月1日(火)から変更になりますのでご注意ください。

- **変更前**　9：30～18：00
- **変更後**　9：00～17：00

問 商工観光労政課（4階）
☎561-2351、FAX561-2486

心身障害者（児）の紙おむつ購入費の助成

年間64,800円を限度として、購入費の9割まで助成します。

対 在宅で、常に紙おむつを使用している3歳以上の重度心身障害者（児）で、次のいずれかに該当する人
① 身体障害者手帳1、2級（肢体不自由）か療育手帳A1、A2の交付を受けている
② ①と同程度の障害がある（障害程度の確認のため、紙おむつの使用証明書が必要）

他
- 1カ月の購入費の上限は6,000円（入院・入所などの期間は対象外）
- 日常生活用具給付事業（紙おむつ）を受けている人は、制度利用不可

申 3月3日(月)～14日(金)に、所定の用紙、昨年4月1日から申請時までの紙おむつ購入費の領収書の原本、身体障害者手帳か療育手帳の写し、申請者名義の預金通帳の写し、紙おむつ使用証明書（②の人のみ）、印鑑を持参し、担当課に直接

申・問 障害福祉課（1階）
☎561-6972、FAX561-2480

点字新聞購読料の助成

点字新聞での情報取得が必要な視覚障害者に、購読料の一部を助成します。

- **助成金**
1世帯の年間購読料から6,000円を減じた額
※世帯1戸当たりの上限は年間14,000円

対 市内在住の視覚障害者

申 3月3日(月)～14日(金)に、昨年4月～今年3月の点字新聞の領収書（原本）、身体障害者手帳、申請者名義の預金通帳の写し、印鑑を持参し、担当課に直接

申・問 障害福祉課（1階）
☎561-6972、FAX561-2480